

令和 5 年 8 月 16 日 開会

令和 5 年 8 月 21 日 閉会

佐賀中部広域連合 議会定例会議会録

佐賀中部広域連合議会

令和 5 年 8 月 定 例 会

1 会 期 6 日間

2 議事日程

日次	月 日	曜	開議 時刻	議 事
1	8月16日	水	10:00	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ・会期決定 ・諸報告 ・第16号～第24号議案 上程、提案理由説明、質疑、委員会付託 ・広域連合一般に対する質問
2	17日	木	—	【 常任委員会 議案審査 】
3	18日	金	—	
4	19日	土		
5	20日	日		
6	21日	月	10:00	<ul style="list-style-type: none"> 【議会運営委員会】 ・第16号～第24号議案 委員長報告、委員長報告の省略、報告に対する質疑、討論、採決 ・議決事件の字句及び数字等の整理 ・会議録署名議員の指名 ○閉 会

目 次

8月定例会議案等	3
8月定例会一般質問項目表	4
8月定例会議案等質疑項目表	5

【 8月16日（水） 】

●開会	9
●会期決定	9
●諸報告	9
●第16号～第24号議案	
○上程	9
○提案理由説明（◎坂井英隆広域連合長）	9
○質疑	9
◎諸泉定次議員	9
「1 第18号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
○委員会付託	10
●広域連合一般に対する質問（4人）	10
◎諸泉定次議員	10
「1 外国人介護職員の現状は」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「2 認知症対策の強化」	
◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）	
「3 消防職員の定年引上げに伴う課題について」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
「4 近年水害災害が多発している現状で、水害対策における資機材の配備状況について」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
「5 夏場の救急出動で疲労回復対策」	
◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
◎野副芳昭議員	15
「1 地域包括ケアシステムについて」	
◎答弁者：総務課長兼業務課長（副島淳一）	
「2 女性消防吏員について」	
◎答弁者：消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）	
◎川崎健二議員	22
「1 家屋密集地における防火対策について」	
◎答弁者：佐賀消防署長（川副国博）	
消防副局長兼警防課長（實松孝明）	
予防課長（谷口英也）	

「2 火災予防の取組について」

◎答弁者：予防課長（谷口英也）

◎重松徹議員	26
--------	----

「1 生活支援体制整備事業について」

◎答弁者：認定審査課長兼給付課長（金子健一）

「2 消防局管内における救急活動について」

◎答弁者：消防副局長兼警防課長（實松孝明）

[当日配付資料]

・ 諸報告	31
・ 委員会付託区分表	31

【8月21日（月）】

●第16号～第24号議案

○委員長報告	35
・ 介護・広域委員会（◎諸泉定次委員長）	35
・ 消防委員会（◎川副龍之介委員長）	35
○報告に対する質疑	36
○討論	36
○採決	36

●第25号、第26号議案

○上程	36
○提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略	36
○採決	36

●議決事件の字句及び数字等の整理 36

●会議録署名議員指名（白石昌利議員、重松徹議員） 36

●閉会 37

[当日配付資料]

・ 委員会審査報告書	38
------------	----

● 8 月定例会議案等

広域連合長提出議案		
第16号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	令和5年8月21日 認定
第17号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	令和5年8月21日 認定
第18号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	令和5年8月21日 認定
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）	令和5年8月21日 可決
第20号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）	令和5年8月21日 可決
第21号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）	令和5年8月21日 可決
第22号議案	佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例	令和5年8月21日 可決
第23号議案	佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和5年8月21日 可決
第24号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例	令和5年8月21日 可決

委員会提出議案		
第25号議案	佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例	令和5年8月21日 可決
第26号議案	佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の件	令和5年8月21日 可決

報告書等	
介護・広域委員会審査報告書	
消防委員会審査報告書	
議決事件の字句及び数字等の整理について	令和5年8月21日 決定

一般質問項目表

○ 一 般 質 問

佐賀中部広域連合議会

令和5年8月定例会

質問順	氏 名	質問方式	質 問 事 項
1	諸泉 定次	一問一答	1 外国人介護職員の現状は 人手不足を含め外国人に介護を頼っているが、現状と対策は 2 認知症対策の強化 具体的に対応している市町の相談や支援に対する対応は 3 消防職員の定年引上げに伴う課題について 4 近年水害災害が多発している現状で、水害対策における資機材の配備状況について 5 夏場の救急出動で疲労回復対策 熱中症患者、コロナ感染者等重装備での救急出動での隊員の疲労回復対策
2	野副 芳昭	一問一答	1 地域包括ケアシステムについて (1) 地域包括ケアシステムの2025年実現に向けて、現状をどのように捉えているのか (2) 地域包括支援センターに対する体制整備は、どのように考えているのか (3) 第9期に向けて、地域包括ケアシステムの今後の方針をどのように考えているのか 2 女性消防吏員について (1) 佐賀広域消防局の現状は (2) 職員に占める女性消防吏員の割合目標と目標達成に向けた取り組みは (3) 女性消防吏員の働く職場づくりについて
3	川崎 健二	一問一答	1 家屋密集地における防火対策について (1) 今年5月佐賀市松原で発生した火災の状況や消防署の対応は (2) 家屋密集地における火災の様態は (3) 令和4年中の管内における火災の発生状況は 2 火災予防の取組について 昨年度、消防局が実施した予防広報事業について、その具体的な内容と参加者の反応、効果は
4	重松 徹	一問一答	1 生活支援体制整備事業について (1) 生活支援体制整備事業とは (2) 生活支援コーディネーターの役割等について (3) 生活支援コーディネーターの今後の展開について 2 消防局管内における救急活動について (1) 構成市町別における救急需要について (2) 救急出動の増加に伴う医療機関の受け入れ体制の状況について (3) 緊急性が低いと思われる傷病者の現状について (4) 救急車の人口基準として定められた台数について (5) 救急車が現場にかけつける時間等について (6) 現場到着時間が延びた原因について (7) 今後の見通しと対策について

議案等質疑項目表

○ 議 案 質 疑

佐賀中部広域連合議会
令和5年8月定例会

質疑順	氏 名	質 疑 事 項
1	諸 泉 定 次	<p>第18号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算 歳入 6款 諸収入 2項 雑入 1目 雑入 1節 消防費雑入</p> <p>1 歳入6款諸収入の2項1目雑入の内訳は 2 売電収入のある太陽光発電設備を何箇所設置しているか 3 今後も太陽光発電設備の設置の計画はあるのか</p>

令和 5 年 8 月 16 日

令和5年8月16日(水)

午前10時01分～午後0時37分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	○	-	11. 江原 新子	○	○	-
2. 古賀 公彦	○	○		12. 久米 勝也	○	○	
3. 堤 克彦	○	○		13. 中村 宏志	○	○	
4. 諸泉 定次	○	○		14. 実松 尊信	○	○	
5. 野副 芳昭	○	○		15. 永渕 史孝	○	○	
6. 白石 昌利	○	○		16. 松永 憲明	○	○	
7. 古川 輝英	○	○		17. 川副 龍之介	○	○	
8. 筒井 佐千生	○	○		18. 重松 徹	○	○	
9. 川崎 健二	○	○		19. 川原田 裕明	○	○	
10. 御厨 洋行	○	○		20. 山下 明子	○	○	

【凡例】 会議時間:①10:01～11:29 ②11:40～12:37 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	内川 修治
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
会計管理者	森 留美子	事務局長	宮崎 直樹
消防局長	村上 正	総務課長兼業務課長	副島 淳一
消防副局長兼総務課長	柿内 信一郎	消防副局長兼警防課長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	金子 健一	予防課長	谷口 英也
情報指令課長	砥川 勇人	佐賀消防署長	川副 国博

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	副島 淳一
議会事務局副局長	西村 侯二	議会事務局書記	宮崎 弘充
議会事務局書記	勝見 伸太郎	議会事務局書記	倉谷 裕

本 日 の 案 件

●開会

●会期決定

●諸報告

●以下の議案の上程、提案理由説明、質疑、委員会付託

- 第16号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
- 第17号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第18号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
- 第19号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第20号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第21号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
- 第22号議案 佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 第23号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第24号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

●広域連合一般に対する質問

氏 名	質 問 事 項
諸 泉 定 次	1 外国人介護職員の現状は 2 認知症対策の強化 3 消防職員の定年引上げに伴う課題について 4 近年水害災害が多発している現状で、水害対策における資機材の配備状況について 5 夏場の救急出動で疲労回復対策
野 副 芳 昭	1 地域包括ケアシステムについて 2 女性消防吏員について
川 崎 健 二	1 家屋密集地における防火対策について 2 火災予防の取組について
重 松 徹	1 生活支援体制整備事業について 2 消防局管内における救急活動について

● 開 会

◇議長(山下明子議員)

ただいまから、令和5年8月佐賀中部広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

● 会期決定

◇議長(山下明子議員)

初めに、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から8月21日までの6日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から8月21日までの6日間と決定しました。

なお、会期中の議事は、お手元の日程表のとおり進めます。

● 諸 報 告

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により諸報告を行います。

報告の内容は、お手元の報告第2号のとおりです。これにより御承知をお願いします。〔諸報告(31ページ掲載)〕

● 議案上程

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により、第16号から第24号、以上の議案を一括して議題とします。

● 提案理由説明

◇議長(山下明子議員)

広域連合長に提案理由の説明を求めます。

○坂井英隆広域連合長

おはようございます。本日、佐賀中部広域連合議会定例会を招集し、当面する諸案件につきまして、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

はじめに、第16号から第18号までの議案は、令和4年度の一般会計及び特別会計の決算の認定について、お諮りするものであります。

次に、補正予算議案について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年度決算に伴う諸経

費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第19号議案「一般会計補正予算(第1号)」は、補正額約4,607万円で、補正後の予算総額は、約16億3,163万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、財務会計システム再構築業務に係る債務負担行為の設定となっております。

次に、第20号議案「介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約12億4,251万円で、補正後の予算総額は、約334億559万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置となっております。

次に、第21号議案「消防特別会計補正予算(第1号)」は、補正額約1億4,963万円で、補正後の予算総額は、約55億8,977万円となっております。

その内容は、決算に伴う措置のほか、13m塔体付消防ポンプ自動車整備経費に係る債務負担行為の設定を行っております。

なお、細部については、歳入歳出補正予算事項別明細書等により、御審議をお願いいたします。

次に、第22号議案「佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、地方公務員法の一部改正による管理監督職務上限年齢制等の導入に伴い、改正するものです。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、御審議をよろしくお願い申し上げます。

● 議案に対する質疑

◇議長(山下明子議員)

これより、議案に対する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

○諸泉定次議員

小城市の諸泉であります。

議案第18号 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

まず、資料番号1番の決算書の歳入、6款諸収入、2項雑入、1目の60ページから61ページ、この雑入の内容について、内訳について質疑をいたします。

以下の質問については質問席より質疑をいたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

資料番号1のうち、令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算事項別明細書の備考欄に記載のとおり、主なものとして、職員の健康診断に伴う、佐賀県・佐賀市職員共済組合からの助成金51万5,675円、佐賀県医療センター好生館と佐賀県防災航空隊へ派遣している職員計5名分の人件費として3,549万883円、それと、消防署や出張所に設置している太陽光発電設備で発生する電力売電収入として237万4,315円がございませう。また、そのほかとして、令和3年度におけます職員厚生会負担金の決算剰余金などの収入がございませう。

○諸泉定次議員

それで、質疑の2回目ですが、この中で書いてあります太陽光発電設備電力売却収入237万4,315円ですけれども、これはここ数年ほぼ大体同じ金額なのか、また、売電収入のある太陽光発電設備は何か所設置しているのか、質疑をいたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

売電収入の金額につきましては、ある一定度の横ばいで推移していると認識してございませう。

なお、太陽光発電設備を何基設置しているかにつきましては、現在、北部消防署、小城消防署、吉野ヶ里出張所、三脊出張所、多久南西出張所の計5か所に設置してございませう。

○諸泉定次議員

それで、5か所売電収入のある太陽光発電を設置しているということでありませうけれども、実際にはこれ以上あると思うんですが、本来、この太陽光発電、私が理解しているのは、自家発電、有事の際のそれに備えるということとされていませうと思うんですが、その他、余った電力を売電しているということでありませうけれども、御存じのように、太陽光発電の売電価格については大幅に下がってございませう。私の家でも、キロワット38円が、今度12月から何と7円です。31円も下がります。太陽光設置なんかはこの売電ですということであるならば、もうばかばかしくて設備投資

の費用すら出てこないというような状況でありませう。私の周りの人たちでも困惑や怒りさえ覚えている人たちもございませう。

こういうことから太陽光発電による売電について質疑したわけですが、今後も太陽光発電設備の計画はあるのかどうか、質疑をいたします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

現在、太陽光発電設備の設置の予定はございませうませんが、今後、消防庁舎を新築、または改築する際には、原則として、地球温暖化対策と省エネルギー化を図るために、環境負荷が少ない自然エネルギーを利用した太陽光発電設備を設置することとございませう。

◇議長(山下明子議員)

諸泉議員、3回までです。

(「3回までですか。分かりませう。以上で終わります」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

以上で議案に対する質疑を終わります。

● 議案の委員会付託

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により、議案の委員会付託を行います。

第16号から第24号、以上の議案については、お手元の委員会付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。〔委員会付託区分表(31ページ掲載)〕

● 広域連合一般に対する質問

◇議長(山下明子議員)

次に、日程により、広域連合一般に対する質問を行います。

通告がございませうので、順次、発言を許可します。

○諸泉定次議員

再度の登壇であります。小城市の諸泉です。

それではまず、介護行政から質問をいたします。

1つ目は、昨今、諸物価上昇や人件費の高騰などの背景もあり、広範囲の業種にわたって人手不足が言われていませう。介護の職場も、他業種と比べ、賃金が安い、労働環境が十分でない、重労働など、敬遠され、人手不足の典型的な業種の一つとなつていませう。

そこで政府は、人手不足を解消するため、外国人の技能実習制度などを緩和しております。介護現場における外国人の受入れについて、現在の状況と受入れに関わる支援策はどのようにされているのか、質問をいたします。

次に、認知症対策の強化について質問いたします。

前回、若年性認知症について質問しましたが、回答は県が対応しているということで、広域連合としては広報活動が主でありました。

そこで、相談対応や認知症全般の理解を広げる取組、また、職員のレベルアップや見守り対策はどのようにされているのか、質問をいたします。

あとは一問一答とします。

次に、消防行政についてですが、今年度から公務員の定年延長が導入されました。これから段階的に65歳まで退職年齢が引き上げられるということで、現場を抱える消防組織がどうなるのか、職員の配置や職員採用はどうなるのか。これまで何回も再任用での課題や問題点、特に、20代、30代の若い隊員と60歳過ぎの隊員が救急の現場や有事の際の対応などに課題はないのか、構成市町の防災対策課など、配備の要請など、口幅ったいことを言いますが、未配備の多久、神埼、吉野ヶ里での消防OBの活用や政府に対して60歳過ぎの方々の有効活用について強く要望すべきと申し上げてきましたが、いつも曖昧な回答でありました。

そこで、住民、市民の生命、財産を守る危険業務の消防職員の方々の健康と命について、今後の職員配置や職員採用の課題について質問をいたします。

次に、令和元年、令和3年と広域連合管内で、多久市、小城市、佐賀市で浸水被害が発生しました。今日の異常気象の下では、線状降水帯など、いつどこで発生するか分からない状況であります。台風被害もそうですが、特に近年、水害被害が多発し、被害も大きくなってきています。

そこで、私の理解不足かもしれませんが、北部消防署だけでなく、各支所でも水害対策に対応できるように資機材は配備できないのか、質問をい

たします。

総括質問の最後であります。夏場の緊急出動での疲労回復対策であります。

連日35度を超える熱中症警戒アラート情報が気象庁、環境省から発令されています。不要不急の外出は避けてくださいという情報であります。

そこで、消防隊員は、熱中症患者はもちろん、いまだ終息していないコロナウイルス患者対応など、重装備で出動されています。いかに鍛えているといっても、立て続けに鳴りやまぬ緊急出動や火災現場への出動など、大変な作業です。疲労回復についてどのような対策が取られているのか、質問します。

あとは一問一答で対応します。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

初めに、介護現場における外国人の受入れ状況についてお答えします。

外国人介護人材の受入れにつきましては、EPA（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の制度、在留資格が「介護」の制度、介護職種の技能実習の制度、介護分野における特定技能の制度の4つがございます。これらのうち、特定技能の制度による外国人が外国人介護職員の半数近くを占めております。

この特定技能での外国人介護職員の受入れ状況を申し上げますが、佐賀労働局によりますと、各年10月末現在で、佐賀県内では令和2年が3人、令和3年が33人、令和4年が131人を受け入れております。また、佐賀市、多久市、小城市、神埼市の4市を管轄する佐賀広域職業安定所管内では、令和2年がゼロ人、令和3年が12人、令和4年が48人を受け入れており、年々増加している状況でございます。

次に、2つ目の認知症に関する相談対応についてお答えします。

認知症に関する相談対応は、主には地域包括支援センターで総合相談支援業務と認知症地域支援推進員による相談対応を行っており、令和4年度の相談件数は延べ3,379件でした。

また、構成市町では、物忘れ相談会や認知症カフェ事業を行っております。令和4年度の物忘れ

相談会は27回開催され、参加者は78人であり、認知症カフェは本広域連合圏域内で18か所設置されております。

このような取組により、早期診断、早期対応につなげることで、症状の重度化防止と認知症の方の社会との共生を図っております。

次に、認知症についての理解を広げる取組についてお答えいたします。

主なものとして、構成市町で実施している認知症サポーター養成講座や、サポーター養成講座を受講した後のステップアップ講座がございます。

令和4年度の認知症サポーター養成講座は107回開催され、延べ3,524人が受講しております。また、令和4年度のステップアップ講座は149回開催され、延べ1,781人が受講しております。

このほかにも、啓発事業として、佐賀市では市営バスの啓発ラッピング事業を行っており、神崎市では巡回バスのラッピングや介護サービス事業者の車両への啓発マグネットシートによる啓発事業を行っております。

以上の取組により、広く認知症に関する理解の促進を図っております。

以上でございます。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

私からは消防職員の定年引上げに伴う課題についてお答えいたします。

令和5年度に、消防職員を含む地方公務員の定年が61歳に引き上げられ、その後も2年ごとに1歳ずつ、65歳まで引き上げられることとなり、役職定年制などの諸制度が整備されました。

総務省自治行政局公務員部においては、定年引上げに伴う課題に対する検討が行われ、令和4年3月に、地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会報告書が、また、同年6月に、定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会報告書がそれぞれまとめられました。

さらに、総務省消防庁においては、さきの2つの報告書を踏まえ、高齢化に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来す職種であることに起因す

る消防に特有の課題も含めた検討が行われ、令和4年11月に、定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会報告書が取りまとめられたところで

です。この総務省消防庁の報告書に課題として示されている高齢期職員の活躍と定員管理について、本局において検討しているところです。

具体的に申し上げますと、高齢期職員の活躍という点では、高齢期職員の現場業務への配置懸念や高齢期職員を含めた組織全体の活力の維持、定員管理という点では、これまでのように退職補充による新規採用というやり方では年度間のばらつきがより顕著になることや高齢期職員が増加することによる消防力低下への懸念といったことです。

現在様々な角度から検討を行っているところであり、定年引上げが完了する令和14年度に向け、課題解決に努め、できるだけ早く体制を整えたいと考えております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

近年、水害災害が多発している状況で、水害対策における資機材の配備状況についてお答えします。

本局では、水害が多発している現状を踏まえ、既に全消防署にゴム製の救命ボート及びウレタン製の救命ボートをそれぞれ配備完了しております。これらのボートは全消防署に配備していることから、管内のいずれの場所で浸水被害が発生した場合においても迅速に対応することができ、複数のボートで同時に活動を行うことも可能としております。

また、過去の浸水被害の対応を踏まえ、全消防署に軽度の浸水地域でも走行が可能な走行性能の高い指令車の配備を進め、来年度には配備を完了する予定としております。

このほか、救出が困難な災害現場における活動を行うため、神埼消防署に水陸両用バギー及び佐賀消防署に重機を配備してまいりました。

このように、現時点では水害対策に必要な資機材については整備できているものと認識しております。

今後につきましても、救命ボート及び指令車については、それぞれの更新計画に基づき更新してまいります。

救急出動での隊員の疲労回復対策についてお答えいたします。

救急隊員は、熱中症患者やコロナ感染者にかかわらず、全ての出動について、ガウン、手袋、マスク、ゴーグルといった個人防護具を着用しております。夏場の出動においては、特にこのガウンを着用することで、体内に熱が籠もり、隊員の疲労の原因となるのが実情であります。しかしながら、感染防止の観点からガウンを省略することはできません。

以上のことから、救急出動する全隊員に保冷剤を装備した冷却ベストを配備しております。この冷却ベストをガウンの内側に着用することで、熱による疲労軽減を図っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それじゃ、一問一答に移らせていただきます。

まず、介護の質問ですが、外国人労働者の状況について説明を受けました。令和2年が3人であったのが令和3年は33人、令和4年は131人と急速に増えているわけですね。

一応、総括質問の中で一定の回答を得られましたが、急激に増えているというような状況で、それだけ外国人労働者に依存せざるを得ないという介護の現場の状況があると思えますけれども、特に外国人の方の場合、マスコミ報道でも見て私も感じておりますけれども、言葉の壁による介護技術習得が困難なこと、さらに、外国人の人材確保のためにどのような具体的な支援を行っているのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

外国人を含む介護人材確保の取組につきましては佐賀県が行っておりますが、外国人介護職員確保に係る主な取組といたしまして、介護サービス事業者向けに受入れに係る各種制度の仕組みや具体的な留意点を網羅した内容のセミナー、介護サービス事業者が留学生の介護福祉士資格取得時にかかる学費や居住費、入学準備金といった経費

を貸与、給付した際の補助、介護福祉士養成施設が留学生向けに日本語や専門用語などの課外授業を実施した際の人件費、旅費といった経費の補助などがございます。

本広域連合といたしましては、佐賀県と連携しながら、介護サービス事業者に対して各種制度を周知することで利用促進を図り、ひいては外国人介護職員の人材確保につながるよう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

それで、いろんな支援策をやっているということでもありますけれども、これ以上は聞きませんけれども、もっと具体的に、本当にそういう困っている、そして、わざわざよその国から来られた方々は不安だと思えるんですね。そういうのもっと行き渡るようにきちっとやっていただきたいということを強く要請しておきます。

それともう一つ、認知症の問題でありますけれども、この認知症の見守り、なかなか表現は難しいんですが、認知症にかかれた本人が元気であれば、本来は喜ぶべきですけれども、認知症ゆえにどこに外出されるか分からないということで、私も知り合いの中にいらっしゃるんですけれども、家族だけでなく周辺、近所の方々の協力を得ないといけないと。佐賀県のあんあんメールにも、何とかさんが行方不明です、お心当たりの方は何とか警察署に御一報くださいと毎日のように掲載をされています。大変なんですよ。このような元気な認知症の方々の見守り対策は具体的にどのようにされているのか、質問いたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

認知症の方への見守り対策についてお答えします。

まず、シールを活用した認知症の方の一人歩きについての見守り事業がございまして。

これは警察などへの事前登録を行い、連絡先を案内するQRコードがついたシールを認知症の方の衣服等に貼っていただき、発見者に通報をしていただくものです。この事業は全ての構成市町で実施しており、令和4年度末現時点での登録者数

は171人となっております。

このほか、神埼市では、犬の散歩の方に協力を
していただくわんわんパトロール事業、事業所や
地域団体による見守りネットワーク事業、さらに、
住民の方を対象に、認知症高齢者への声かけ訓練
を実施しております。

また、吉野ヶ里町では、事業者によるふれあい
ネットワーク見守り事業を実施しております。

また、認知症の方への支援をつなぐ仕組みであ
るチームオレンジの取組も進みつつあります。令
和3年度に全ての構成市町にチームオレンジコー
ディネーターを配置し、令和7年度までにそれぞ
れの市町でチームオレンジを構築することを目標
にしております。令和4年度末時点では、多久市
で3つ、吉野ヶ里町で1つのチームオレンジがで
きております。

こうした取組により、地域における認知症高齢
者の見守り体制の整備を図っているところでござ
います。

以上でございます。

○諸泉定次議員

ちょっと順序が逆になりましたけれども、もう
一つ、認知症でお尋ねをいたします。

認知症対策では専門職の配置というのが一番望
ましいわけですがけれども、なかなか小城市の高齡
障がい支援課に聞いても専門職の方がもともと少
ないということで、ではどうするかということ
がありますけれども、専門職の方々が人材不足とい
うことで、現実に対応している市町職員のレベル
アップの取組について、ここを引き上げていくと
いうことが具体的な当面する課題ではないでしょ
うかということでもありましたので、広域連合と
しては市町の職員のレベルアップについてどのよ
うな支援策を行っているのか、質問をいたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

認知症に関しての職員へのレベルアップの取組
につきましては、研修や情報交換を行っております。

研修といたしましては、市町職員を含む地域包
括支援センター職員を主な対象といたしましてス
キルアップ研修を毎年2回行っており、令和4年

度は、うち1回を認知症についての研修として実
施しております。

認知症研修の受講者数は、地域包括支援セン
ター職員が146人、居宅介護支援事業所の職員が72
人、本広域連合の職員が17人、合計235人が参加
しております。

また、市町の認知症担当職員を対象とした情報
交換会を令和4年度から開催しており、令和4年
度の参加者数は、市町の認知症担当職員が16人、
本広域連合の職員が4人、合計20人が参加し、お
互いの事業の進め方などについて情報交換を行
いました。

以上の取組により認知症に関わる職員のレベル
アップを図っております。

以上でございます。

○諸泉定次議員

大きな社会的問題でもありますので、さらに支
援策を充実していただきたいということを述べま
して、介護の一问一答はこれで終わりたいと思
います。

次に、消防行政において一问一答を行います。

まず初めに、消防職員の定年引上げについては、
あしたの消防委員会の後、研究会で報告がされる
ということですので、これ以上質問をいた
しません。

そこで、水害対策について総括答弁いただきま
したけれども、私の認識が弱かったということも
ありますけれども、北部消防署が水難に対して特
化した資機材を配置されているというふうに思っ
ておりました。ですから今回こういう質問をした
んですけれども。

そこで、北部消防署の水難に特化した資機材の
設備とはどういうものか、簡単に説明をいただき
たいと思います。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

北部消防署に配備しております水難救助車につ
きましては、潜水等を伴う救助活動、それに特化
した資機材がございます。浸水水害に対する活動
というよりは、川でありますとか、ダムでありま
すとか、そういうところに沈まれた方の潜水救助
を行うための車、資機材を配備しております。

○諸泉定次議員

先ほどの説明で分かりました。私は消防の一覧表をもらいながら、北部消防署に何で水のところの資機材が集中しているのかなと思っていたら、お聞きしたように、特に水につかっているということじゃなくて、潜るんですね。そして、そうやって沈んでいる方を救助すると。そういうことで、総括の答弁等、水につかったところはボートを配置してやるということでしたと理解したところです。

一問一答を続けますけれども、夏場の救急出動での疲労回復ということで、総括答弁で一定理解はしました。

そこで、具体的にお尋ねしますけれども、私も前に1回質問したことがあります。佐賀消防署に中央出張所というのが設置されておりましたけれども、ここは令和3年10月に佐賀消防署に統合されたところでもあります。

私の素人判断ですけれども、そのことで佐賀消防署の救急隊員の負担軽減につながったのかどうか、質問をいたします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

中央出張所が佐賀消防署に統合されたことが救急隊員の負担軽減につながったのかという質問にお答えをいたします。

統合によりまして佐賀消防署の人員が増えたために、これまで2隊であった救急隊を新たに1隊増やし、3隊で運用しております。この増やした救急隊は消防隊も兼任しており、救急隊としての任務は救急要請件数が多い日中のみとなっておりますが、令和4年中は734件の救急出動をしております。

したがって、これまで2隊だった救急隊が3隊となったことから、救急隊1隊当たりの救急出動件数が減り、負担の軽減につながっていると考えているところです。

以上です。

○諸泉定次議員

分かりました。理解しました。

私の一般質問はこれで終わるわけですが、今後も住民の生命、財産を守るという立場で消防行政のさらなる充実を期待して、私の一般質問を

終わります。

○野副芳昭議員

おはようございます。順番2番、神埼市の野副です。通告していましたが2つの事項について質問したいというふうに思います。

1項目めは、地域包括ケアシステムについてです。2項目めは女性消防吏員、この吏員とは、消防士、または消防士長などの階級を持った職員という形で理解をしていただければいいというふうに思います。

まず、地域包括ケアシステムについてであります。

厚生労働省においては、団塊の世代、第二次大戦直後の数年間のベビーブーム時に生まれた世代というふうなことで言われています。普通、1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)にかけて生まれた人のことを言うというふうに言われております。この方が75歳以上になると、2025年(令和7年)を目標年度として、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援サービスが包括的に確保される体制と位置づけられています。

この体制づくりを進める主体は市町村の行政ですが、医療、福祉、介護等の専門職や関係機関及び市民の参加と協力がなければ到底そのような体制をつくり上げることはできないというふうなことも言われております。

第8期の佐賀中部広域連合では、高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的の下で、各構成市町の実情に応じた柔軟な取組を進めるとともに、個々の構成市町のみで対応が困難な地域の共通課題についても、構成市町との連携の下で課題解決を図ることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築を推進し、現役世代の減少が見込まれる2040年(令和22年)を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進においては、地域包括支援センターの役割や機能をさらに強化する必要があると計画されておりました。

そこで、この地域包括ケアシステムの国が示す

2025年実現に向けての現状をどのように捉えてあるのか、お尋ねいたします。

次に、女性消防吏員についてであります。

全国で救急隊や消防隊などで活躍する女性消防吏員が最近目立つようになったと言われていています。災害現場で同性の傷病者に安心感を与えるなどの評価をされていますが、職員に占める女性比率はまだまだ少ないようであります。

総務省消防庁は2015年に検討会を設置し、多くの女性が参加、活躍することが消防・防火体制の向上につながるとして、2026年度初めまでに女性の比率を5%に引き上げる目標を掲げました。火災や救済の現場で働く女性消防吏員の割合は、2020年4月1日時点で3.4%となり、過去では最高だったと消防庁のまとめで報道されました。ただ、2021年からの伸びは0.2ポイントで、このままでは2026年度当初までに5%という目標達成は難しいという状況のことです。

そのような国が女性消防吏員の活躍を推進している中、職員に占める女性消防吏員の割合目標を5%としていることに、佐賀広域消防局での女性消防吏員の現状と女性消防吏員の割合目標の設定状況はどのようになっているのか、質問します。

以上、2項目についての質問ですが、あとの質問については質問席で行います。

○総務課長兼業務課長（副島淳一）

地域包括ケアシステムの現状についてお答えいたします。

第8期の佐賀中部広域連合介護保険事業計画では、基本理念を、「介護が必要となっても、その人らしく暮らし続けることができる地域社会の構築」と掲げ、また、4つの基本目標を定めております。

その中でも、地域包括ケアシステムの構築に係るものとしましては、基本目標1に、「地域で支え合う仕組みづくりー地域包括ケア体制の充実ー」を設定しております。ここでは、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、地域包括支援センターの役割や機能のさらなる強化、在宅医療と介護の連携を図るための体制の整備、認知症の人やその家族を支援する取組等を推進してお

ります。

その結果、現状といたしましては、いわゆる団塊の世代の全ての方が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者を含む住民や医療・介護従事者の意識の高まり、活動の広がりという形で地域包括ケアシステムの構築が進んできていると考えております。

以上でございます。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

私からは女性消防吏員の御質問についてお答えします。

最初に、女性消防吏員の現状について申し上げます。

本局には現在、職員定数425人のうち13人、率にすると3.1%の女性消防吏員が在籍しております。

配属先については、消防局の総務課、予防課、情報指令課に各1名、佐賀消防署の指揮隊に2名、佐賀消防署の救急隊に1名、南部消防署、北部消防署、小城消防署の救急隊に各2名、佐賀県消防学校初任科への入校者1名となっております。

次に、女性消防吏員の割合目標の設定状況について申し上げます。

平成27年7月に消防庁次長から各都道府県知事宛てに発出された「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について」において、消防組織に女性消防吏員を増加させることは、まず、女性を含めた多様な経験を有する職員が住民サービスを提供することによって、子供や高齢者、災害時の要支援者など、様々な状況にある多様な住民への対応力が向上し、住民サービスの向上が図れるとされております。

さらに、多様な視点で物事を捉える組織風土、育児、介護など、それぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し、支援する組織風土が醸成されることにより、組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図れるとされています。

その上で、平成38年度、現在の令和に言い換えますと、8年度当初までに女性消防吏員の割合を5%へ引き上げることを各消防本部の共通目標とされております。

本局におけますは、平成27年に施行された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成29年に策定しました特定事業主行動計画の中で、平成32年度、現在の令和に言い換えますと、2年度までに3%、13名とすることを前期目標、令和4年度に改定した計画において、令和7年度までに5%、22名とすることを後期目標として設定しているところです。

以上でございます。

○野副芳昭議員

それでは、一問一答に入ります。

地域包括ケアシステムの再質問というふうなことで質問します。

先ほどの答弁でもありましたけれども、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために、答弁の中で、地域包括支援センターの役割や機能のさらなる強化というふうなことを言われました。

地域包括支援センターの役割や機能は、高齢者の相談、介護予防、要支援者1、2の方のケアプランの作成、権利擁護、高齢者虐待への対応、成年後見制度の紹介、地域ケア会議の主催など、多岐にわたっています。

そのような役割を担っている地域包括支援センターに対する体制整備をどのように中部広域連合は考えておられるのか、お尋ねします。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

地域包括支援センターに関しましては、第8期の佐賀中部広域連合介護保険事業計画におきまして、基本目標1、「地域で支え合うしくみづくり」の施策の一つとしまして、地域包括支援センター運営の充実を掲げております。

また、この施策の事業の方向性として、1つ目に、地域包括支援センター機能の充実として、各地域包括支援センターの運営について適切な水準が確保できるように人員体制を含む体制の整備に努めることや、地域包括支援センターの職員向けの研修を実施し、さらなる職員の資質向上を目指すことや、また、地域包括支援センターの業務の効率化や事務負担の軽減を図ることで相談支援や介護予防ケアマネジメント業務等の充実に努めることなどを示しております。

2つ目に、地域包括支援センターの事業評価・点検の実施としまして、地域包括支援センターの業務の状況を定期的に把握、評価し、業務の改善や体制整備など、必要な措置を講じることを示しております。

3つ目に、地域ケア介護の充実として、各種専門職団体と連携し、地域ケア会議へアドバイザーを派遣することで、ケアマネジメントの実践力向上に努めることや地域の介護支援専門員の積極的な地域ケア会議への参加を促すことなどを示しております。

この方向性のとおり、地域包括ケアシステムの深化・推進を行うためには、地域の連携拠点としての地域包括支援センターの役割や機能のさらなる強化が必要であると考えております。

本広域連合としましては、これからも地域包括支援センターとさらに連携を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

第8期計画の中で今いろいろ機能の充実等のことについて、人員体制等の整備、それと、職員の研修、とても大切なことだと思うんですね。人員体制においては、やっぱりこれだけ多岐にわたるといことになると、ある程度の人員の確保は必要になってくるというふう考えられます。

それと、研修においても、このように時代の変化とともに、高齢者、もしくは多くの方々の生活に関わる変化も多岐にわたっておりますので、そこら辺も研修をしっかりと踏まえながら、知恵、教養等々をしっかりと身につけながら、高齢者の方々のためになれるような研修を目指していただきたいというふうなことです。

特に大切なのは、介護認定を受けていない方等の相談業務ですね、家族の方におかれては、また本人においても、やはりとても心配される方が多いわけですね。そこで、相談業務という形の中においては、そこに当たられる職員の方がある程度の知識を身につけておくと、それに対応する回答ができないというふうに思いますので、そこら辺をしっかりとですね。

あと、介護予防ケアマネジメント業務等については、そこにはケアマネジャーの方も多数おられますので、その方々とも話をしっかりしながら進めていっていただきたいというふうに思います。高齢化社会に入りますので、そこら辺はしっかりした、充実した、市民の方々が不安になられないように、また、家族の方がそういうふうなことを考えられないようにしっかりサポートしていただきたいと思います。

また、おたっしや本舗地域ケア会議の充実というふうなことで、各市町村にはおたっしや本舗という形で設けておられます。その中にもケアマネジャーやいろんな方が滞在しておられますので、介護のプロですので、そこら辺と連携をしながらしっかりやっていただきたいと思います。

このおたっしや本舗にしろ、地域包括支援センターにしろ、地域の市町村の職員の方々がとても多忙な中、そのような対応に努めておられます。私は神埼のほうですので、神埼の職員ともお話をさせてもらいましたけれども、忙しくありませんかという形で話をしたところ、いや、忙しいですよ。ただ、そこにおいては中部広域連合の方と一緒に問題点が起きたときには解決策を取っていっていますという回答もありました。だから、連携をしながらやっていますので、今後もそういう形の連携を続けていきたいというふうな形のお話は職員のほうからも聞いているところです。

そこで、第8期の計画の中で、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域包括支援センターのほかに、在宅医療等、介護の連携を図るための体制整備と、認知症の人やその家族を支援する取組等を推進しているというふうな感じで答えられました。

日本の平均寿命は男女ともに80歳を超えています。人生100年時代と言われるようになりました。高齢になって心身の機能が低下したときの心配をする人は少なくないというふうに思います。

そこで、佐賀中部広域連合では第9期に向けて、地域包括ケアシステムの今後の方針、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○総務課長兼業務課長(副島淳一)

現在、令和6年度からの第9期介護保険事業計画の策定を進めているところでございます。この第9期につきましては、現在、基本指針案が令和5年7月10日の社会保障審議会(介護保険部会)で示されております。その中で、地域包括ケアシステムに関する記載としましては、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組、また、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上の推進が国からはポイントとして示されております。

本広域連合としましては、団塊ジュニア世代が高齢者となり生産年齢人口が急減する2040年に向けて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が必要だと考えております。そのため、第9期の佐賀中部広域連合介護保険事業計画におきましては、国から示される基本指針の内容を踏まえて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組をさらに進める方針としたいと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

この第9期に向けては、第8期の介護保険事業計画の中で等々、あと、第9期に向けての策定委員会、計画ですね、第9期に向けての介護保険事業計画か、正確に言えば。そういうような形に向けて今後進めていかれると思いますけれども、第8期の中においての結果とか、いろんな状況を詳しく説明してある書類もありますので、そこら辺を踏まえて、今後、時代が変わっていくに従って介護保険制度の中身も若干見直すところも出てくると思うし、力を入れなくちゃいかんというところも出てくると思うんですね。そこら辺をしっかりと見極めながら進めていっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、佐賀中部広域連合が推進している、認知症になっても安心して生活を送れるようにするためにどのような条件を地域につくり出せばいいかなどの環境づくり、病気になっても適切な治療が受けられるような医療体制の充実、強化、それと、家族だけでの介護を担うのは大変でありますので、介護保険のサービス提

供の利用、それと、症状が重くなっても安心して暮らせる場所の確保、自宅での生活の継続が難しい場合、居宅サービスの利用、安らかな最期を迎えられるような支援体制も必要になってくるというふうを考えられます。そういうのは地域包括ケアシステムの中で取り入れていくべきことだというふうに思います。そういうふうに幅広い範囲になってくると考えられます。

今後は包括ケアシステムを必要としておられる高齢者だけではなくて、医療的ケア児、医療が必要になってくる子供、それと、難病や精神障がいを含むゼロ歳から100歳を超える人が活用できる包括ケアシステムを目指すことが重要になってくるという学者もおられます。そういうようなことで、今後は地域包括ケアシステムの役割というのは多岐にわたって、とても広がってくると考えられます。

佐賀中部広域連合には、各市町の地域包括支援センターとの連携、先ほども言いましたように、市町の職員たちも一生懸命やっておられます。それに対して広域連合は、相談業務とかアドバイスとか、いろんな方向性を持っていきながら密にして第9期の介護保険事業計画の充実を目指していただきたいというふうに思いますので、ぜひそういう形で第9期は取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、消防のほうに入りたいというふうに思いますが、消防の女性消防吏員についての再質問を今から一問一答でお願いします。

全国で2022年採用職員のうち女性は7.5%、これは吏員じゃなくても女性の全職員です。2021年から横ばいの状況でありまして、総務省消防庁は女性活躍の先進例、こういうふうに女性が活躍していますよという形の先進例を全国の消防に紹介する形で採用を促しておられるというふうな形で、多分、消防庁のほうからも連絡が来ていると思います。

このような中、これはあくまでも職員が1,000人以上の本部において、統計によりますと、女性の割合が約5.2%、100人未満では2.0%となっており、関東地方、大きな都市である地域のほうが

採用が進む一方で、地方の県では女性職員がゼロという県もあっております。

そのような中、佐賀広域消防局にお聞きしましたところ、女性消防吏員の割合は先ほど総括で3.1%で13人というふうなことの答弁がありました。

国が示す2026年度当初までに、女性消防吏員5%目標に向け、佐賀広域消防局の取組等はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

○消防副局長兼総務課長(柿内信一郎)

目標達成に向けた取組についてお答えいたします。

目標達成に向け、採用試験の女性受験者を増加させるために積極的な広報活動を行っているところであり、具体的な取組例を含めて説明させていただきます。

1つ目は、職業説明会に女性消防吏員を派遣し、女性が生涯活躍できる職場であることをPRすることです。毎年開催している、消防、警察、自衛隊の合同職業説明会に女性消防吏員が出向き、女性が活躍できる職場であることのPRに努めているところです。

2つ目が、採用試験案内やホームページに女性消防吏員の活躍する姿を掲載しているところです。一例を申し上げますと、女性消防吏員を起用した採用募集のポスターを作成し、県内の高校をはじめ、九州管内の大学、西日本各地の専門学校、構成市町等への送付を行いまして、イメージアップを継続的に行っているところです。

そのほかにも、全国の消防本部における女性の採用試験受験者を増加させることを目的に、総務省消防庁が令和5年3月に開催した全国消防本部合同ウェブセミナーにおいて、本局の女性消防吏員が参加し、女性が活躍する職場であることをアピールしたほか、本局公式アカウントのフェイスブックによるPRも行っております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

先ほどの答弁の中で、毎年開催している消防、警察、自衛隊の合同職業説明会というふうな形で出向いているという答弁がありまして、ここが難

しいというか、競合するわけですね。警察と自衛隊と消防というふうな、他の現場で行う、希望する方、そういうような方との合同の説明会ということで、私が思うのは、それももちろん大切なことだというふうに思うんですよ。それと同時に、大学生を対象にとか、それとあとは、大学にしる、高校にしる、学校に行って消防職員の話をするとか、そういうようなのもやっぱり大切になってきはせんかなと思うんですね。一般の社会の方たちは就職説明会というふうな形の中でも多分されてあるというふうに思いますが、その中で、今言われたように、佐賀広域消防局でもいろんな形でやっているという中で、広報活動は行っているというふうな答弁がありました。その広報活動をした結果、やっているだけではどこでもやっていまずので、その結果は効果が現れているのかどうか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

広報の効果についてお答えいたします。

過去5年間の採用試験の申込み状況を見ますと、女性の申込者数と申込者全体に占める女性の割合については、平成30年度が11人で7.3%、令和元年度が4人で4.2%、令和2年度が9人で5.8%、令和3年度が1人で0.8%、令和4年度が8人で6.6%となっており、残念ながら広報の効果があるとは言い難い状況でございます。

このような状況を踏まえ、これまでは本局が指定した日時と会場で開催していた共通試験から、本局が指定した2週間の期間において、全国にある試験会場の中から受験生が希望する会場と日時を選び受験できるテストセンター方式の試験に今年度から変更したところであります。

この結果、今年度の採用試験の申込者数は271名、うち女性16名となっております。令和4年度の実験申込みが121名で、うち女性が8名であったことから、受験者数及び女性受験者が倍増できたところ です。

以上でございます。

○野副芳昭議員

広報の効果が現れたというふうなことも言われた、受験者数も多くなってきた、それに対して女

性の受験者も多くなったと、全体的な受験者も多くなって女性も多くなったというような形で効果は令和4年度においては見られたと。市民の方の生命、財産、身体を守るような職業でありますので、これがずっと続いて行って、心身ともに健康な方、数多くの方の中からそういう方たちを採用できるという形になると、もっともっと充実した消防体制ができていくのかなというふうに思います。ただ、広報の効果があるということ、これは継続して、これでよかったじゃなくて、もっともっと採用が——採用というよりも、応募があるような形のつくりをしていただきたいというふうに思います。

そのような結果の中で、少し前の統計にはなりますが、2015年4月の統計で、女性消防吏員は全国で3,850人、10年前の2倍には増えていますが、全吏員に占める女性比率は消防で2.4%、これは2015年の統計ですけれども、消防が2.4%に対して、同じく24時間体制の現場で活動がある警察官は8.1%、自衛官は5.7%と、比率では下回っている結果が出ておるというふうなことも頭には入れておってもらいたい。やはり警察官、自衛官、消防という形になると、どうしてもその3つの中から言えば、消防がちょっと少なかったというふうな形の結果も出ております。

その女性消防吏員が少ない理由として、不規則な勤務時間や過酷な労働などから、仕事と私生活の両立が難しいとされているような課題もあるようでございます。

女性職員にアンケートを取られたそうです。その中で、女性消防吏員は男性の職場のイメージが強いと。女性が働く職場というイメージがなくて、浴室や仮眠室などの女性用施設の整備が不十分といったような、女性が働きやすい環境の整備等の課題もあるというふうに言われています。

そのような多くの課題の中で、佐賀広域消防局において女性消防吏員の職場づくり等をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

女性消防吏員の働く職場づくりにおいてお答えいたします。

まず、ハードの整備としましては、女性専用仮眠室が必須であり、これまで庁舎建て替えの機会を捉えて整備を進めてまいりました。現在、消防局、佐賀消防署、南部消防署、北部消防署及び小城消防署において女性専用仮眠室の整備が完了しております。また、今年度、神埼消防署の整備に着手しており、年度末には完了する予定です。

この女性専用仮眠室につきましては、全ての消防署への整備を目指し、今後も計画的に進めてまいります。

次に、ソフト面における環境づくりについてお答えします。

本局では、育児休業や育児短時間勤務、部分休業等の制度を活用することで、仕事と生活の調和の取れた働き方を推進しております。また、キャリア形成に必要な救急救命士をはじめ、大型自動車などの各種免許取得や予防技術資格者などの資格取得に関しましても、性別に関係なく機会を提供しており、女性消防吏員が使命感を持って活躍できる職場環境づくりができていますものと考えております。

今後も継続して女性が活躍できるような職場環境の推進に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

ある女性消防吏員の例を挙げさせてもらおうと、京都市の消防局、中京消防署での女性救急隊員の方の例を挙げさせていただきます。

この方の話では、交通事故の現場に駆けつけたり、急病人を搬送したりと、多いときには1日十数件出動するというふうなこともあるそうです。命に関わる仕事を責任を感じながら日々現場に向かっているというふうな話です。

そこで、その女性消防吏員が吏員になったきっかけというのは、女性が高校3年のときに路上で倒れた男性を救助する救急隊員の姿を見て憧れ、専門学校で救急救命士の資格を取得して京都市消防局に採用されたというふうなことでございます。この方も当初は男性社会になじめるだろうかということで不安だったそうです。しかし、周囲の気遣いもあって全く気にならないというふうに語ら

れておられました。

一方、搬送などの際は男性隊員との体力差を痛感するというのも言っておられます。どうしてもやっぱり人を運ぶことにつながりますので、そこら辺の体力差で、帰って腕立て伏せをしたりとか、走ってみたりとか、とにかく自分で負けないという感じで体力強化に努められたというふうなことも言っておられました。

そのほかに、喜ばれたというふうなことも語っておられます。それは、急病人の60代女性の方を搬送した際に、女の人がいると安心するわという感じでその患者から言われたそうです。その言葉がとてもうれしかったと、ああ、この仕事をやってよかった、人のためになっているんだというふうな形で、よかったということを言われております。

このように、消防吏員になるきっかけ、また、活躍する機会等は女性消防吏員の方は多くの現場であるというふうに認識をさせられました。

佐賀広域消防局において、女性消防吏員の今まで言われた現状を踏まえて、今後の方針、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

○消防副局長兼総務課長（柿内信一郎）

女性消防吏員の現状を踏まえた今後の方針についてお答えします。

本局が事業主行動計画の中で掲げております、令和7年度までに女性消防吏員の割合を5%とする目標には、現時点において1.9ポイント足りていないものの、この計画を策定した平成29年度の1.4%から、目標達成に向けおおむね順調に推移しているものと考えております。

ただ、今後、目標達成に向けてはさらなる努力が必要であることも事実であります。一般的に消防の仕事は大変、女性にはハードルが高いとイメージされている部分は少なからず存在していると感じているところです。そこで、今年6月に女性消防吏員による女性消防吏員の採用拡大のための意見交換会を初めて開催しました。働き方、職場環境の改善などについて貴重な意見を聞くことができ、大変有意義でありました。

今後は女性消防吏員だけではなく、育児中の男

性職員や育児中の職員の同僚など、多くの職員からも意見を聞くなどしながら、消防は女性の活躍できる職場であるとのイメージを持ってもらえるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○野副芳昭議員

女性消防吏員について、佐賀中部広域連合の中身を理解することができましたし、今後に向けての話も聞くことができました。

全国最大の人数を抱える東京消防庁では、2016年の報道によると、女性は1,160人で全体の約6.2%、家庭と両立しながら働く女性職員も多いとのこととあります。産休、育休を経て復帰する女性消防吏員もおられるというふうなことです。

佐賀広域消防局における女性消防吏員の今後ますますの活躍を期待して、質問を終わります。

◇議長(山下明子議員)

ここで10分ほど休憩します。会議は11時40分に再開します。

午前11時29分 休憩

午後11時40分 再開

◇議長(山下明子議員)

休憩前に続き会議を開きます。

広域連合一般に対する質問を続けます。

○川崎健二議員

佐賀市議会、自由民主党の川崎健二です。通告に従いまして、大きく2点質問いたします。

今年2月の定例会一般質問において、白石議員が質問された内容と重複する部分もありますが、家屋密集地における防火対策と予防広報事業について、総括質問としては4点お尋ねいたします。

まず第1に、今年5月11日、佐賀市松原三丁目と比較的規模の大きい火災が発生しました。新聞では、「佐賀市の繁華街4棟火災 松原 アパートから出火、延焼」という見出しで、アパートから黒煙が上がっているのを勤務中の佐賀消防署の消防隊員が発見し、無線で通報したと報道されています。

このように、発見や通報が早く最善を尽くされたようではすけれども、結果的には家屋4棟を焼失

し、1名の方がお亡くなりになられています。

そこでまず、当時の火災の状況や消防署の対応について詳しく御説明ください。

次に、別件で昨年12月23日、佐賀市白山でビル火災がありました。ここも同じく繁華街ですが、延焼はなく、大規模な火災にはなりませんでした。どうして被害の程度がここまで違うのか。私の質問の2点目として、市街地の町なかの密集地における火災の様態について、これまでの例を基に御説明ください。

また、関連して3点目として、令和4年中の管内における火災の発生状況についても御説明ください。

最後に、自然災害は仕方がない部分がありますが、火災のような人為的災害は私たちの努力によって防ぐことができると考えています。

8月2日の議案勉強会の主要施策の成果説明資料に、火災予防の広報事業についての記載がありました。機会を捉え、いろいろな事業が行われていることが示されていました。

そこで、4点目として、昨年度、消防局が実施した予防広報事業について、もう少し詳しく具体的な内容と、参加者の反応や効果について御説明ください。

総括質問は以上です。

○佐賀消防署長(川副国博)

佐賀市松原で発生した火災の状況と対応について答弁いたします。

この火災は、今年5月11日木曜日の18時頃、佐賀市松原三丁目において、アパートや飲食店など計6棟、約660平方メートルを全半焼し、7世帯12名が罹災した建物火災で、全焼したアパートの住人である男性1名が亡くなっております。

現場は、佐賀市水ヶ江の片田江交差点から北に約150メートルの位置にありまして、道路に面して飲食店などが隣接して建ち並ぶ場所でございます。

たまたま近くを通りかかった佐賀消防署の消防車両が、近所の人からアパートが燃えていると呼び止められて、火災の発生を確認しております。

その時刻が18時8分でした。

次に、本局の火災計画出動体制でございますが、火災の種別や規模により、まずは第1出動を行い、被害の大きさや拡大状況を判断して、第2、第3、第4出動と、消防車両と隊員を増強していく体制を定めております。

本火災につきましては、現場付近の建物の密集状況や延焼拡大の状況を踏まえまして、火災の確認直後に第2出動体制とし、その後、第3出動体制に格上げして対応いたしております。

出動車両と人員の具体的な数を申し上げますと、管内全域の消防署から消防車両、救急車両、合わせまして18台、70名が出動しております。また、佐賀市消防団からは車両15台、人員110名が出動して消火活動に当たっております。

現場周辺には消火栓や防火水槽が複数あり、また、西側に松原川が流れておりますので、水利状況は特に問題ございませんでしたが、先ほど申し上げましたとおり、飲食店などの建物が隣接して建ち並ぶ場所で困難な消火活動となりましたので、結果、周囲の複数の建物にも延焼拡大して、発生から約6時間後の23時52分に鎮火に至っております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

私のほうから家屋密集地における一般的な火災の様態について説明いたします。

火災は、建物の構造によって延焼の速度や範囲が異なります。木造建築の場合は、木材が燃えやすく延焼速度が速いため、周囲にも木造建築があった場合、火が広がりやすくなります。

一方、鉄筋コンクリート造や鉄骨造などのように耐火性に優れた建物は、建物自体が燃えにくいために周囲への延焼速度が比較的遅く、被害が限定される場合があります。

密集地では建物同士の距離が近いために、特に木造の場合、火災が近隣の建物へと急速に広がり、さらに道路や通路が狭く、消防車両や隊員の進入が困難となることから、消火活動が困難となります。

以上でございます。

○予防課長(谷口英也)

私のほうからは昨年中の管内における火災の発生状況及び予防広報事業の2点についてお答えいたします。

まず、火災の発生状況についてですが、昨年、108件の火災が発生しております。市町ごとの件数といたしましては、佐賀市68件、多久市7件、小城市14件、神崎市10件、吉野ヶ里町9件となっております。

火災の種別につきましては、主立ったものとして、建物火災50件、その他火災43件、車両火災11件となっております。

建物火災について詳細に見てみますと、個人の住宅や小屋などの火災が36件、共同住宅の火災が5件、工場火災5件、飲食店火災2件、倉庫火災2件となっております。

次に、予防広報事業の具体的な内容についてお答えいたします。

局及び各消防署において、防火に関する様々な予防広報イベントを実施しております。その一部を御紹介いたしますと、10月に佐賀県消防学校で、さが防火フェスタ2022を開催し、約2,000の方に御来場いただき、消火体験、煙体験、ちびっこ救助体験など様々な体験をしていただきました。

また、市町で開催された各種イベントにも参加しました。その一部を御紹介しますと、11月に開催された多久まつりでは、約2万人が来場された中で、火災予防や住宅用火災警報機の設置、維持管理について啓発物品を配布し、広報活動を行いました。

次に、参加者からの反応についてお答えいたします。

参加者の方からは、煙の中を避難する体験や消火器の取扱いなど、ふだん体験できないことができてよかったという声や、住宅用火災警報機について、設置したまま数年がたっており、点検方法を知らなかったので、帰って試してみるなど声をいただいております。

最後に、効果についてお答えいたします。

火災の発生件数について、令和に入り、令和元年125件、令和2年119件、令和3年102件、令和4年108件とおおむね減少傾向にあります。

また、過去10年を5年ごとに比較してみますと、平成25年からの5年間は延べ652件の火災が発生し、年平均130件となっております。平成30年から令和4年までの火災件数は延べ573件、年平均114件となっております。件数として、年平均16件の減少となっております。

以上のことから、火災予防広報における一定の効果があると考えております。

以上でございます。

○川崎健二議員

昨年8月10日、北九州市小倉北区の旦過市場において、3,300平米を焼損する大規模火災があり、それを受け、8月26日付で消防庁予防課長から全国の各自治体の消防長等に対して、木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について通知がありました。

今年2月の本会議定例会で白石議員の一般質問に対する回答では、当管内に延べ面積の合計が3,000平米を超える、いわゆる重点防火指導対象地域はないものの、火災予防指導の重要性から建築物密集地域に指定している13地域に対して、自治会長などの御協力の下、防火リーフレットの配布を行い、また、5地域からは防火指導の依頼があり、職員が現地に赴き、消火器の取扱訓練等を実施したとの答弁でありました。

しかし、残念ながら、今年5月の松原三丁目の火災は、その13地域に含まれていなかったと聞いています。私は建築物密集地域に指定している13地域以外についても、何らかの防火指導が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○予防課長(谷口英也)

密集地域という定義は特段ございませんが、密集地に限らず、地域住民への防火指導については必要であると考えております。

防火指導については、例年、消防法で消火器や自動火災報知設備など消防設備の設置が義務づけられている店舗や事務所などの査察、独り暮らしの高齢者宅防火診断、自治会、自主防災組織への訓練派遣などの際に必要な指導を行い、また、各種イベント、広報紙、SNSなど様々な機会、媒体などを通じて、防火に関する広報活動を行って

います。

本局といたしましても、防火指導の重要性については十分認識しており、今後とも様々な機会、媒体などを通じて、広く住民の火災予防思想の普及を図るとともに、各市町、関係機関と連携し、火災の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○川崎健二議員

大きな火災も初期の段階であれば消火器で火を消すこともできますし、最悪火事になったとしても、早く気づいて避難できれば命を落とすことはありません。全ての家庭に住宅用火災報知機や消火器が設置されていれば、被害を小さくできると考えます。

そこで、現在の住宅用火災報知機や消火器の設置状況をお示してください。また、普及促進についてはどのようにお考えか、御説明ください。

○予防課長(谷口英也)

まず、住宅用火災警報機の設置状況についてお答えします。

設置状況調査については、総務省消防庁からの住宅用火災警報機設置状況調査方法に基づき、各消防署抽出方式で調査を実施しております。令和に入り多少の増減はありますが、本局の設置率は70%台で推移しております。

令和5年6月1日に総務省消防庁から発表された最新の設置率は71%となっております。この数値は全国平均設置率84%を下回っている状況でございます。

次に、消火器の設置率についてお答えします。

一般家屋における消火器の設置義務は消防法では定められておらず、設置率については把握しておりません。

次に、普及促進についてですが、住宅用火災警報機の設置にあつては早期避難、被害の軽減、また、消火器にあつては初期消火の有効性について、広報活動などを通し説明を行い、普及促進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○川崎健二議員

火災報知機や消火器については、今後、広報活

動などを通して、設置率がさらに向上することを期待しています。

さて、家屋密集地については、これらハード面の充実とともに、今後は防火・防災の啓発活動など、住民の火災への備えや防火意識の向上を図る必要があると考えます。このことについて、どのような働きかけや支援をしているのか、御説明ください。

○予防課長（谷口英也）

防火・防災啓発活動については、家屋密集地域に限らず、各地域への働きかけや支援が必要であると考えております。

働きかけや支援の方法といたしましては、各市町が主管となっている自主防災組織への訓練指導などが考えられます。本局では現在のところ、自治会や自主防災組織からの派遣要請を受け、可能な限り訓練会場に赴き、防火講話、消火訓練、AED取扱訓練など、消防に関わる分野について指導、支援を行っているところです。

なお、昨年度は管内の自治会、自主防災組織からの派遣要請に対し、38件の指導、支援を行っています。

今後とも引き続き、各市町と連携を取りながら、自治会、自主防災組織への指導、支援を行っていくこととしております。

以上でございます。

○川崎健二議員

それでは、火災予防について質問します。

学校では火災訓練やAEDの使い方など、救急訓練を必ず行うようになっています。消防署から署員の方が来られると、子供たちの目の輝きが全然違います。やっぱり本物の力は強いと思うわけです。

そこで、幼稚園や保育園及び各学校が実施している火災訓練、救急講習に対して、消防局が行っている支援の具体的な内容や年間の実績、さらには効果などについてお知らせください。

○予防課長（谷口英也）

火災訓練、救急講習について職員派遣依頼がある場合に、幼稚園、保育園、各学校に出向いております。

火災訓練につきましては、令和4年度、幼稚園・保育園132件、小学校49件、中学校25件、高校17件の合計223件となっております。

また、救急講習につきましては、生徒、教職員、保護者の方を対象に、令和4年度、52件、延べ2,008名の方に御参加いただいております。

次に、支援の内容ですが、火災訓練につきましては、避難時の安全確認指導、火災発生時の注意点、防火講話などを行い、また、火災発生時の初期消火方法などを、水消火器を使用し実施しております。

救急講習では、本局が定める応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱に基づき、要請団体のニーズに合わせて、各種普通救命講習などを実施しております。

講習の主な内容といたしましては、心肺蘇生法、AEDの取扱い、喉に詰まった異物の除去、止血方法などとなっております。

その効果といたしましては、火災訓練について、令和2年9月、佐賀市内におきまして、当時、中学3年生の男子生徒が、祖母宅の火災において自ら消火器を使用し、初期消火に成功。また、家に戻ろうとする祖母を守り、人的被害を防いだ事例がございます。

また、救急講習についてですが、令和2年11月、佐賀市内におきまして買物中の女性が、突然倒れた男性に心肺蘇生を行い、応急処置を実施した事例がございます。この女性につきましては、以前、講習で習った心肺蘇生を思い出しましたと話されているため、一定の効果があると考えております。

今後も引き続き、火災訓練、救急講習に可能な限り出向き、有事の際にこれらの講習が役立つことを期待しております。

以上でございます。

○川崎健二議員

ただいまの効果、そういったのがたくさん出るといいなと思っています。

それでは、中部広域消防局のホームページを見てみますと、消防音楽隊の紹介が掲載されていました。写真を見ていると、女性隊員が数名おられるのが分かります。音楽が好きな子供たちはきつ

と憧れると思いますし、先ほどの野副議員の質問でもありましたが、受験を希望する女性が増えそうな気がします。受験に限らず、消防音楽隊は各種行事に参加し、演奏活動を通じて市民と消防の融和を図り、火災予防の普及啓発や消防活動の広報につながると私は考えます。

そこで、消防音楽隊の昨年度の活動実績と、どのような効果があったのかをお知らせください。

○予防課長（谷口英也）

佐賀広域消防局消防音楽隊は、音楽を通じて住民の火災予防思想の普及等を図ることを目的に、現在、隊員数43名で、消防関係の式典、行事、その他公共的な行事での演奏依頼を受け、県内各地のイベント会場へ隊員の派遣を行っています。

昨年度は10回の活動実績があり、各市町のイベントなどで演奏を行うとともに、演奏の合間に火災予防上の注意事項、住宅用火災警報器の普及などについて啓発活動を実施しております。

また、今年3月に大型商業施設において実施した春の火災予防コンサートでは、多数の来場があり、火災予防思想の普及啓発に一定の効果があったものと考えております。

今年度は現在のところ、18回の派遣が予定されており、今後とも地域住民の皆様に、音楽を通じて火災予防思想の普及啓発を図ってまいります。

以上でございます。

○川崎健二議員

最後の質問です。昔、テレビ番組で「ひらけ！ポンキッキ」というのがあって、その中に「はたらくくるま」という歌があるんですね。1台目、2台目、3台目に一番人気があった白い救急車、4番目が、これが一番名前が長い、なかなか覚えにくい、はしご消防車だったんですね。

実際に消防車両を広く住民、特に子供たちに見せたり触れたりさせることは、広報や啓発、火災予防だけでなく、将来の消防隊員募集といった面においても非常に私は有効であると思います。いかがでしょうか。

○予防課長（谷口英也）

幼稚園、保育園の火災訓練時には、可能な限り車両見学を実施し、幼少期からの防火意識の高揚

を図っており、令和4年度は先ほど申しました幼稚園、保育園の火災訓練132件中122件で車両展示を行っております。

また、久保田町で実施した防火のつどいや多久市で開催されたこどもフェスティバルなど、各種イベントで14件の車両展示を行い、火災予防啓発に努めております。

このような車両展示は御家族連れの来場者が多く、御家庭での会話の中に「消防」というキーワードが出るのが考えられるため、議員がおっしゃるとおり、広報の一環として火災予防啓発に有効であると考えております。

今後も火災予防広報事業を通じて、市民の皆様にも身近に感じていただける消防を目指し、引き続き火災予防を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○川崎健二議員

終わります。

◇議長（山下明子議員）

12時を過ぎておりますが、広域連合一般に対する質問を続けます。

○重松徹議員

本日4番目、最後の一般質問となりました、佐賀市の重松徹です。皆さん、おなががすいてあると思いますが、しばらくの間、お付き合いください。

それでは、通告しておりました2点について質問させていただきます。

まず1点目として、生活支援体制整備事業についての質問ですが、初めに、高齢者が人生経験と時間を生かしながら、世代を超えた人とのつながりの中で役割を感じて活躍し、自分らしい生活を続けられる、そのような社会を実現するには、多くの高齢者が健康づくりに励んだり、様々な地域社会活動に参加したり、そして、生活に役立つ物、サービスを活用しながら暮らせる環境を整えることが重要であると考えます。

このように、社会の高齢化が進んでいる中で、高齢者が地域で自立した生活を送るための支援がますます重要になっております。

そこで、質問ですが、介護保険事業の中に生活

支援体制整備事業がありますが、これは具体的にはどういう事業を行っているのか、お示してください。

次に2点目として、広域消防局管内における救急活動についてですが、2022年の1年間に全国で救急車が出動した件数はおよそ723万件と、初めて700万件を超え、過去最多となっているようですが、この要因は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、患者や感染疑いの患者の搬送が増えたことや、夏場の熱中症などと相まって救急出動件数の増加につながっていると言われております。

それで、もう一つの課題が、救急車で搬送される人員のうち、軽症者が半数近くを占め、その結果として重症者への対応が遅れるなど、これが社会的問題になっておるようです。

そこで、質問ですが、佐賀広域消防局管内における構成市町別の救急需要をお示してください。

以上2点ですが、それぞれに答弁いただき、総括質問といたします。

○認定審査課長兼給付課長(金子健一)

生活支援体制整備事業の主な内容についてお答えいたします。

まずは生活支援コーディネーターの取組がございます。生活支援コーディネーターとは地域支え合い推進員とも言われており、高齢者が地域で自立した生活を送るための生活支援等サービスの提供体制の構築を目標としております。

この目標を実現するための生活支援コーディネーターの機能は、地域におけるサービスやそのための人材などの社会資源の開発、また、サービス提供主体間の連携などのネットワークの構築、さらにニーズと取組とのマッチングとなっております。

次に、協議体の設置があります。これは市町が主体となる取組ですが、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等の情報共有や連携強化の場を設置することにより、生活支援コーディネーターを補完するものです。

協議体の構成団体としましては、自治会や民生委員会、社会福祉協議会やまちづくり協議会、ボランティア団体などが挙げられますが、地域の実

情に応じて参加者を募ることが望ましいとされております。

以上でございます。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

私のほうから消防局管内における救急活動についてお答えします。

まず、佐賀広域消防局管内における構成市町別の救急需要について申し上げます。

令和4年中の本局の救急出動件数は1万7,928件で、本局発足以来初めて1万7,000件を超え、1日当たりにしますと、49件となっております。令和3年と比較し、出動件数は約3,000件増加しております。また、搬送人員につきましては、1万6,557人となっております。

市町別の件数ですが、佐賀市が1万2,499件で全体の70%を占めており、小城市は2,112件で12%、神崎市は1,555件で9%、多久市は1,007件で6%、吉野ヶ里町は747件で4%となっております。

参考までに申し上げますと、搬送人員1万6,557人の年齢区分別内訳では、高齢者が全体の約60%を占めております。

以上でございます。

○重松徹議員

それぞれに答弁いただき、ありがとうございます。

それでは、一問一答で質問していきたいと思っております。

まず、生活支援体制整備事業についてですが、2025年問題という言葉 皆さん方も御存じだと思います。先ほど野副議員も言われましたけれども、これは、2025年には1950年代に生まれた、いわゆるベビーブーム、団塊の世代の人たちが一斉に後期高齢者、75歳以上の高齢者となるということで、その人口が約30%を占めるということが予測されております。人口における高齢者の割合が増えると同時に、認知症の高齢者とか高齢世帯、また、介護者数も増加して、それに伴いまして、やっぱり市町においても、介護費とか医療費負担もこれまでに大きくなることが懸念されるわけでございます。

そういった中で、総括答弁の中で生活支援コーディネーターの説明がありました。生活支援コーディネーターは2025年問題に対応するためにも欠かせない存在だということだと思いますけれども、そのニーズは各自治体においてますます高まっているということでもあります。

そこで、質問ですが、この生活支援コーディネーターの詳しい役割はどういうものなのか、お示してください。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

生活支援コーディネーターの役割についてお答えいたします。

まずは本広域連合における生活支援コーディネーターの配置についてですが、本広域連合では圏域内の全ての地域包括支援センター23か所に配置しております。また、この事業は各市町の状況に合わせて実施しますので、生活圏域が複数あります佐賀市と神埼市では、市内のコーディネーターを統括するコーディネーターを配置しております。

次に、その詳しい役割ですが、国の要綱で6つの役割が示されております。1つ目が地域のニーズと資源の状況の見える化や問題提起、2つ目が地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ、3つ目が関係者のネットワーク化、4つ目が目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一、5つ目が生活支援の担い手の養成やサービスの開発、6つ目がニーズとサービスのマッチングとなっております。

以上でございます。

○重松徹議員

今答弁を受けて、生活支援コーディネーター、それぞれ地域と密着した業務を行っているようなので、地域によって進み方は異なっているというふうに思いますけれども、今答弁の中に、市内のコーディネーターを統括するコーディネーターが佐賀市と神埼市にはいらっしやるということなので、統括コーディネーターというのは、言わばまとめ役みたいなものであると思いますので、素人考えで申し上げますと、各地域ばらばらじゃなくて、何か統一、また、一律したそういったサポー

トが必要とも考えますが、その点を踏まえて生活支援コーディネーターの今後の展開についてお伺いいたします。

○認定審査課長兼給付課長（金子健一）

生活支援コーディネーターの今後の展開についてお答えいたします。

生活支援コーディネーターは地域の支え合いを強めていく業務ですので、それぞれの市町の実情に応じての柔軟な対応が必要になります。さらに地域の各種団体などとの連携強化も重要になってきます。

以上を踏まえると、生活支援コーディネーターは地域住民に身近な市町が中心となる取組になります。

この事業の目的である多様な日常生活上の支援体制の充実と強化及び高齢者の社会参加の推進のためには、本広域連合としましては、まとめ役である市町が取り組みやすいように、一律ではなく、柔軟な対応ができるような支援を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○重松徹議員

分かりました。地域性があるので、一律ではなくて各地域ごとに柔軟な対応を行っていくということだったと思います。

これは私がユーチューブを見ていて、ある老人ホームに入居されている方々のインタビューで、御自身の終活について質問されておりました。ほとんどの方がピンピンコロリが理想ですと、ネンネンコロリは嫌ですと、ほとんど100%近くがそういうふうに答えておられましたけれども、実際はピンピンコロリの確率は僅か5%ということですね。だから、なかなか希望はかないそうにはありません。

そこで、高齢者ができるだけ元気に長生きしていくというためには、やっぱり食事とか運動、また、趣味、地域活動などを意識することが現実的ではないかなというふうに思います。

そういった意味からも、生活支援コーディネーターのニーズは各自治体で今後ますます高まってくると思いますので、各市町の状況によって工夫

して進めていってほしいと思います。

以上で介護の質問を終わります。

続いて、2点目の広域消防局管内における救急活動についてですが、総括で言われましたが、昨年、令和4年中の救急出動件数が初めて1万7,000件を超え、また、令和3年度と比較して3,000件も増加したということで、本当に救急医療の現状が顕著に現れたわけでございます。

これは広域消防局管内、ここだけではなくて、全国的にも出動件数の増加に加えて、医療機関への受入れ照会回数が4回以上かつ現場滞在時間が30分以上など、いわゆる救急搬送困難事案も増加しているとのことですが、佐賀広域消防局管内はどうか、お伺いいたします。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

救急出動の大幅な増加に伴う医療機関の受入れ体制の状況ですが、国が搬送困難事案と定義しております病院照会回数4回以上かつ現場滞在時間30分以上の事案は、本局では令和4年に約300件発生しております。

本局におきましては、この搬送困難事案が発生した場合、関係機関の協力の下、適切に対応できる体制が整えられておりますので、大事には至っておりません。

以上です。

○重松徹議員

令和4年度に約300件発生しておるということで、結構多いですね。コロナ禍もありますけれども、これは本当に異常かなと思うんですね。

この一つの原因として総括で申し上げましたが、救急車での搬送患者のうち、軽症患者が半数近くを占めているということですが、その結果として、どうしても重症患者への対応が遅れるなど、これが社会的問題になっているようです。

このように緊急性の低いと思われる傷病者の増加も救急業務、また、救急医療体制に支障を来しているというふうに思われますけれども、佐賀広域消防局管内の現状はどうか、お示しく下さい。

○消防副局長兼警防課長（實松孝明）

緊急性が低いと思われる傷病者の現状について

ですが、令和4年中に本局管内で救急搬送した1万6,557人中、搬送先医療機関で入院を要しない軽症と診断された傷病者は6,601人で、全体の40%でした。同様に、令和3年中に軽症と診断された傷病者は全体の38%であり、近年はおおむね4割程度で推移しております。

以上でございます。

○重松徹議員

令和4年度中が軽症と判断されたのが6,601人で全体の約40%ということで、半数まではいきませんが、非常に多いですね。それも令和3年度が全体の38%ですから、年々増えていることがうかがい知れます。

これもテレビの特番でやっておりましたけれども、救急救命士のOBの方が救急車での体験を話しておられました。幾つか例を申し上げますと、119番の通報があつて、腰が痛くてどうしようもないと、早く来てくれということだったので、重症かなと思って家に駆けつけて担架を用意していたら、本人はとことこと歩いて家から出てきて救急車に乗車されたということで、おいおいという感じですが、そういったこととか、また、子供が30分ぐらい泣きやまないの、すぐ来てということだったので、これも大きな病気かも分らないということで駆けつけたら、到着時には泣きやんでいて、救急車は要りませんというふうに断られたとか、そんなことをたくさん言っておられましたけれども、中には救急車をタクシー代わりに使う常連もいたということですから、本当に考えられません。

救急車の1回の出動にかかる経費は約4万円から5万円ということをおっしゃられておりましたけれども、すごい税金の無駄遣いになります。だから、本当にこれはやめていただきたいということを言っておきます。そうしないと、今後の救急車利用の有料化も考えられる——実際話が出ていますよね——考えられますので、そこら辺はぜひ控えていただきたいというふうに思っています。

そこで、質問ですが、消防本部、また、各署に配置されている救急車の数は人口割で決め

であるかなというふうに思いますけれども、佐賀広域消防局の現状はどうなんでしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

人口を基準として定められた救急車の配備台数についてですけれども、救急車の台数は消防庁告示による消防力の整備指針で、人口を基準として、昼間人口、高齢化の状況、救急業務に係る出動の状況を勘案した数とするとされております。

本局におきましては、この整備指針に基づく基準台数は15台であります。現在、16台を配備しております。

以上でございます。

○重松徹議員

救急車は基準の台数を満たしているとのことですが、救急需要が高まる中で、現場到着時間の現状はどうなんでしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

救急車が現場に駆けつける時間等についてですが、本局の令和4年の平均現場到着時間は9.4分となっております。前年に比べ0.4分延びております。

なお、参考までに言いますと、全国の最新データは、令和3年分になりますが、平均現場到着時間は本局と同じ9.4分となっており、前年に比べ0.5分延びております。

以上です。

○重松徹議員

前年に比べて中部広域では0.4分延びているということですが、私たちから考えれば、僅か0.4分、それぐらいいいじゃないかと思うんですが、やはり命がかかっていますから、そういうわけにはいかない点もあると思います。

現場到着時間が延びた主な原因は何でしょうか。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

現場到着時間が延びた原因につきましては、救急出動の増加に伴い、現場に近い救急車が出動し不在であったことから、ほかの署から救急車が出動し、時間を要したケースが増えたことが大きな原因と考えております。

以上でございます。

○重松徹議員

原因は理解できました。

それでは最後に、救急需要は年々増加傾向にあります。特に現状では高齢者の病気とか熱中症などによる救急搬送事案が、先ほど全体の60%を超える状況ということでしたけれども、今後増え続ける救急需要に対して、どのような対策を考えておられるのか、最後にお問い合わせいたします。

○消防副局長兼警防課長(實松孝明)

今後の見通しと対応についてですが、救急出動件数は令和3年に比べまして約3,000件増加しておりますが、現在の体制で何とか対応できております。

しかしながら、総務省消防庁の令和4年版消防白書によりますと、今後、高齢化の進展等により救急需要は増大する可能性が高いことが示されていることから、本局といたしましても、必要に応じて救急隊や救急車を増やすことを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○重松徹議員

本当に高齢化が進んでおります。2025年問題もあって、今後、高齢化率もさらに進むと思われまので、こういった方々に対してもしっかりと対応できるようにしていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思っております。

◇議長(山下明子議員)

以上で広域連合一般に対する質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

次の会議は8月21日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後0時37分 散会

〔当日配付資料〕

報告第2号
諸 報 告
○例月出納検査の報告について 令和5年2月7日から令和5年8月15日までに、監査委員より例月出納検査の結果について下記のとおり報告された。 その内容は、それぞれ議員各位にその（写）を送付したとおりである。
記
3月3日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度12月分）
4月6日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度1月分）
5月8日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度2月分）
6月12日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度3月分）
7月5日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度4月分） （一般会計・特別会計等の令和5年度4月分）
7月28日 例月出納検査結果報告について （一般会計・特別会計等の令和4年度5月分） （一般会計・特別会計等の令和5年度5月分）

第22号議案	佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例
○消防委員会	
議案番号	件名
第18号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
第21号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
第23号議案	佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第24号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例

委員会付託区分表	
○介護・広域委員会	
議案番号	件名
第16号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
第17号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
第20号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和 5 年 8 月 21 日

令和5年8月21日(月)

午前10時00分～午前10時12分

出席状況

議席番号・議員氏名	①	②	③	議席番号・議員氏名	①	②	③
1. 中島 慶子	○	-	-	11. 江原 新子	○	-	-
2. 古賀 公彦	○			12. 久米 勝也	○		
3. 堤 克彦	○			13. 中村 宏志	○		
4. 諸泉 定次	○			14. 実松 尊信	○		
5. 野副 芳昭	○			15. 永渕 史孝	○		
6. 白石 昌利	○			16. 松永 憲明	○		
7. 古川 輝英	○			17. 川副 龍之介	○		
8. 筒井 佐千生	○			18. 重松 徹	○		
9. 川崎 健二	○			19. 川原田 裕明	○		
10. 御厨 洋行	○			20. 山下 明子	○		

【凡例】会議時間:①10:00～10:12 ○:出席 欠:欠席

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	坂井 英隆	副広域連合長	横尾 俊彦
副広域連合長	江里口 秀次	副広域連合長	内川 修治
副広域連合長	伊東 健吾	副広域連合長	池田 一善
会計管理者	森 留美子	事務局長	宮崎 直樹
消防局長	村上 正	総務課長兼業務課長	副島 淳一
消防副局長兼総務課長	柿内 信一郎	消防副局長兼警防課長	實松 孝明
認定審査課長兼給付課長	金子 健一	予防課長	谷口 英也
情報指令課長	砥川 勇人	佐賀消防署長	川副 国博

会議に出席した議会事務局職員

議会事務局長	出見 秀人	議会事務局参事	副島 淳一
議会事務局副局長	西村 侯二	議会事務局書記	宮崎 弘充
議会事務局書記	勝見 伸太郎	議会事務局書記	倉谷 裕

本日の案件

- 以下の議案に対する委員長報告、報告に対する質疑、討論、採決
 - 第16号議案 令和4年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算
 - 第17号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 第18号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算
 - 第19号議案 令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算（第1号）
 - 第20号議案 令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 第21号議案 令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算（第1号）
 - 第22号議案 佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例
 - 第23号議案 佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
 - 第24号議案 佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例
- 以下の議案の追加上程、提案理由説明・質疑・委員会付託・討論の省略、採決
 - 第25号議案 佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
 - 第26号議案 佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の件
- 議決事件の字句及び数字等の整理
- 会議録署名議員指名（白石昌利議員、重松徹議員）
- 閉会

● 開 議

◇議長（山下明子議員）

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

● 委員長報告

◇議長（山下明子議員）

日程により、第16号から第24号、以上の議案を一括して議題とします。

議案を付託した常任委員会からそれぞれお手元のとおり審査報告書が提出されておりますので、順次委員長の口頭での報告を求めます。〔委員会審査報告書（38ページ掲載）〕

○諸泉定次介護・広域委員長

皆さんおはようございます。介護・広域委員会の委員長報告をさせていただきます。

介護・広域委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第17号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、介護保険料の減免の状況について、令和4年度の減免件数と内訳はどうなっているのかという質問があり、執行部より、生活困窮での減免が4件、収入減での減免が8件、災害罹災での減免が2件、収監での減免が1件、新型コロナウイルス感染症での減免が10件、合計25件で約80万円の減免を行っているとの答弁がありました。

これに対して、委員より、新型コロナウイルス感染症での減免の件数を除くと15件で、かなり少ないように感じられる。収入や年金の減少により厳しい生活を送られている方は少なくない。また、特別会計の剰余金も多くあるので、減免基準を緩和できないかという質問があり、執行部より、保険料の減免制度については、広域連合だより等で周知しているが、申請件数が少ないという現状はある。減免基準の緩和については、昨年度に他都市の減免制度の状況を調査しており、それらを集約し、研究したいと思うとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決に際し、第17号議案 令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について、委員より、介護保険料の減免の実績が少ない、介護保険料の負担軽減が不十分、

他都市の状況を研究し、介護保険料の減免制度の見直しをすべきとの観点から認定することに反対であるとの意見もありましたが、採決の結果、第16号議案は全会一致で、第17号議案は賛成多数でそれぞれ認定すべきものと、第19号、第20号及び第22号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護・広域委員会の報告を終わります。

○川副龍之介消防委員長

おはようございます。消防委員会に付託された議案の主な審査内容について、補足して御報告申し上げます。

第18号議案 令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算について、委員より、消防施設整備事業について、佐賀消防署西分署のトイレ改修や空調設備改修を行ってはいるが、建物の老朽化も進んでおり、仮眠室における職員のプライバシーも守られていない状況である。また、西分署は周辺環境の変化により道路が混雑し、救急車や消防車の出動が遅れるケースもある。これらのことから移転を考えるべきだと思うが、将来的な施設の在り方についてお聞きしたいという質問があり、執行部より、内部検討しているところで、場所などの課題を整理する必要がある。移転となれば、関係部署や構成市町との協議も必要となり、大がかりな事業になる。一方で、スピード感も意識しながら進めていきたい。なるべく早い段階で具体的な構想などをお示しできればと考えているとの答弁がありました。

また、委員より、寄附金について、福岡市では救急車に対する寄附が多く、救急車に寄附された方の氏名を貼り、市報などでも広報されている。その市報を見た方が寄附をされるなど、好循環が生まれている。佐賀広域消防局管内の住民の方も消防に感謝している人がたくさんいると思われる。寄附による好循環化を図るために、どのように広報しているのかとの質問があり、執行部より、今回の寄附に関しては、救急車に寄附者の氏名と救急車購入の一部に充てている旨のシールを貼っている。また、広報に関しては、寄附者の御意向も大切だと考えているとの答弁がありました。

以上の審査を経て、採決の結果、第18号議案は全会一致で認定すべきものと、第21号、第23号及び第24号議案は全会一致で、それぞれ原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で消防委員会の報告を終わります。

● 報告に対する質疑

◇議長（山下明子議員）

これよりただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

● 討 論

◇議長（山下明子議員）

これより討論を行います。これまでに通告がありませんので、討論を終わります。

● 採 決

◇議長（山下明子議員）

これより第17号議案を採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、第17号議案は認定されました。

次に、第16号及び第18号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第16号及び第18号議案は認定されました。

次に、第19号から第24号議案を一括して採決します。

お諮りします。本案は委員会の決定どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第19号から第24号議案は可決されました。

● 追加議案上程

◇議長（山下明子議員）

お諮りします。お手元のとおり議会運営委員会

から第25号議案 佐賀中部広域連合議会の個人情報の保護に関する条例及び第26号議案 佐賀中部広域連合長専決処分事項指定の件が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第25号及び第26号議案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

● 提案理由説明・質疑・委員会

付託・討論の省略

◇議長（山下明子議員）

お諮りします。本案は提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本案は提案理由説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

● 採 決

◇議長（山下明子議員）

それでは、これより第25号及び第26号議案を採決します。

お諮りします。本案は原案を可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、第25号及び第26号議案は可決することに決定しました。

● 議決事件の字句及び数字等の整理

◇議長（山下明子議員）

この際、お諮りします。今定例会の議決事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

● 会議録署名議員指名

◇議長（山下明子議員）

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において白石議員、重松議員、この2名を指名します。

● 閉 会

◇議長(山下明子議員)

以上で今定例会の議事は全て終了しました。

令和5年8月佐賀中部広域連合議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時12分 閉 会

〔当日配付資料〕

令和5年8月21日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 山下明子様		
介護・広域委員会		
委員長 諸泉定次		
介護・広域委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		
記		
議案番号	件名	審査結果
第16号議案	令和4年度佐賀中部広域連合一般会計歳入歳出決算	認定
第17号議案	令和4年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算	認定
第19号議案	令和5年度佐賀中部広域連合一般会計補正予算(第1号)	可決
第20号議案	令和5年度佐賀中部広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)	可決
第22号議案	佐賀中部広域連合職員厚生会の設置に関する条例の一部を改正する条例	可決

令和5年8月21日		
佐賀中部広域連合議会		
議長 山下明子様		
消防委員会		
委員長 川副龍之介		
消防委員会審査報告書		
<p>本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、佐賀中部広域連合議会会議規則第109条の規定により報告します。</p>		
記		
議案番号	件名	審査結果
第18号議案	令和4年度佐賀中部広域連合消防特別会計歳入歳出決算	認定
第21号議案	令和5年度佐賀中部広域連合消防特別会計補正予算(第1号)	可決
第23号議案	佐賀中部広域連合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	可決
第24号議案	佐賀中部広域連合火災予防条例の一部を改正する条例	可決

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀中部広域連合議会議長 山下 明子

佐賀中部広域連合議会議員 白石 昌利

佐賀中部広域連合議会議員 重松 徹

会議録作成者 出見 秀人
佐賀中部広域連合議会事務局長